

## ⇩ 人材投資促進税制

**Q** : 社員の教育費用をたくさん使うと税制上有利になる制度があるそうですが、どのような制度なのですか？

**A** : 次のようなものです。

### 【解説】

この制度は、人材投資促進税制といわれるもので、青色申告法人が、平成20年3月31日までに開始する事業年度において、比較教育訓練費(前2年以内に開始する各事業年度における損金算入された教育訓練費の平均額)より多くの教育訓練費を支出した場合には、その超える部分の金額の一定割合が法人税額から控除されるといふものです。

#### ① 対象者

正社員、契約社員、パート、アルバイトが対象となり、役員や使用人兼務役員、入社予定者などは対象になりません。

#### ② 教育訓練費の範囲

この制度の対象となる教育訓練費は、対象者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で次のようなものが対象となります。

研修参加費、研修委託費、講師などに支払う報酬、教材費、研修に伴う外部施設の賃借料など

#### ③ 税額控除額(中小企業の場合)

教育訓練費増加割合が40%以上の場合

教育訓練費の額(A)×20%

教育訓練費増加割合が40%未満の場合

一定の算式で計算した額

